

## 菊川市東部ふれあいプラザの指定管理者を指定しました

令和5年12月菊川市議会定例会において議決をいただき、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間、菊川市東部ふれあいプラザの指定管理者に「社会福祉法人 菊川市社会福祉協議会」を指定しました。

### 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称 菊川市東部ふれあいプラザ  
所在地 菊川市潮海寺 2947 番地の6

### 2 指定管理者の名称及び所在地

名 称 社会福祉法人 菊川市社会福祉協議会  
代表者 会長 大橋 眞佐美  
所在地 菊川市半済1865番地

### 3 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

### 4 選定方法

菊川市指定管理者選定委員会において、団体等から提出された申請及び提案内容について、同委員会選定要領に基づき、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、指定管理者候補者を選定しました。

### 5 選定理由

「社会福祉法人 菊川市社会福祉協議会」は、菊川市東部ふれあいプラザの管理運営を行う指定管理者として、施設の設置目的や事業内容を十分に理解されており、管理運営業務仕様書に沿った事業計画により、高齢者に対し介護予防等の適切なサービスを提供するとともに、高齢者の健康の増進を図る拠点として、当該施設の管理運営を円滑に遂行できると期待されます。

以上のことから、「社会福祉法人 菊川市社会福祉協議会」を菊川市東部ふれあいプラザの指定管理者候補者として適切であると判断しました。

### 6 候補者に対する意見・要望

- (1) 施設の設置目的を理解し、長年にわたり高齢者の介護予防や健康増進に係る事業を行っており、ノウハウがあるところを評価しました。
- (2) 行政との連携が取れており、地域に根差した管理運営が期待できます。
- (3) いきいきサロン等の良い取り組みは、参加対象となる高齢者の利用人数がさらに増加していくことを期待します。

7 指定管理者指定までの経緯

令和5年10月2日 第1回指定管理者選定委員会を開催

令和5年10月2日から令和5年10月6日まで 申請書類の受付

令和5年10月26日 第2回指定管理者選定委員会を開催

1次審査(書類審査)、2次審査(プレゼンテーション、ヒアリング)の実施、選定

◆第2次審査 指定管理者候補者選定結果

区分	団体名	得点
指定管理者候補者 (優先交渉権者)	社会福祉法人 菊川市社会福祉協議会	511点

※配点700点中

令和5年12月8日 議決により指定